平成２３年（フ）第１４４９６号
千葉県流山市南流山７丁目28―７―205
債務者　村上　輝子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５０２号
千葉県君津市北子安２丁目16―24
債務者　小野砂緒理
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５０７号
東京都国立市北３丁目22―15―306
債務者　高井美弥子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５１１号
東京都墨田区千歳２丁目６－３―305
債務者　齊藤　伸司
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５２３号
東京都杉並区清水３丁目20―２―105
債務者　勝見　清志
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５２４号
東京都江東区大島１丁目21―９―401
債務者　上野香春子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５２５号
東京都杉並区本天沼３丁目31―２　有明荘１
債務者　吉田　仁子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５２６号
東京都港区南麻布２丁目14―21―203
債務者　五十嵐　有
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５２８号
東京都北区赤羽２丁目31―５―302
債務者　豊川起美代こと　任　　桃慶
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５２９号
東京都世田谷区喜多見９丁目18―38―103
債務者　小林　秀和
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５３２号
千葉県千葉市緑区大膳野町４―566
債務者　武井　紀裕
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５３３号
千葉県木更津市高砂１丁目３－４―202
債務者　谷口　公太
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５４２号
東京都大田区多摩川２丁目24―26―2203
債務者　渡邉　　毅
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５４３号
東京都大田区多摩川２丁目24―26―2203
債務者　渡邉　淑子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５４４号
東京都足立区扇１丁目31―38
債務者　光田慶洙こと　鄭　　慶洙
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５４５号
千葉県市川市北国分４丁目10―６―204
債務者　中野　美幸
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部